

市長の資産等報告書の閲覧について

「政治倫理の確立のための浜松市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、下記のとおり、浜松市長の資産等報告書の閲覧を行います。

記

- 1 閲覧を開始する日 令和6年5月31日（金）
- 2 報告書を作成した日 令和6年4月30日（火）
- 3 報告書の内容 (1) 資産等補充報告書（異動があった項目を報告）
(2) 関連会社等報告書（報酬を得て法人の役員に就任しているもの）
- 4 閲覧場所 (1) 浜松市役所総務部文書行政課 市政情報室
(2) 各区役所市政情報コーナー
(3) 各行政センター市政情報コーナー
(4) 次の支所市政情報コーナー
舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山
- 5 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までの期間を除く）
- 6 閲覧できる人 どなたでも
- 7 保存期間 5年間
(閲覧期間) (報告書作成期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで)

発表事項	新聞	5月31日（金）	夕刊
	テレビ、ラジオ、WEB掲載等	5月31日（金）	正午以降